
2024年7月1日

お客さま各位

徳島信用金庫

「きゃっするカードローン」「きゃっするフリーローン」契約規定等の改定について

平素は当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、2024年7月1日より「とくしんきゃっするカードローン」「とくしんきゃっするフリーローン」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定等につきましては、改定前からお取引いただいておりますお客さまに対しましても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規定

- (1) カードローン契約規定
- (2) ローン契約規定
- (3) 保証委託約款

※詳細は次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

2. 主な改定事項

- (1) 期限の利益の喪失条項から「相続の開始」を削除
- (2) きゃっするカードローンの新規貸越期限の年齢を、満66歳から満70歳へ延長

以上

カードローン契約規定

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>第1条（取引方法）【省略】</p> <p>（新規貸越期限）</p> <p>第2条 この取引により新規に貸越を受けられる期限（以下「新規貸越期限」という）は、この契約の締結の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。ただし、この期限の前日までに金庫または借主（以下「当事者」という）の一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この契約および新規貸越期限は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 新規貸越期限到来日の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。</p> <p>① 新規貸越期限到来日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。</p> <p>② 貸越元金・貸越金利息・損害金等（以下「貸越元利金等」という）はこの契約の各条項に従い返済し、貸越元利金等が完済された日にこの取引は自動的に解約されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>③ 新規貸越期限到来日に貸越元利金等がない場合は同期間到来日の翌日にこの取引は自動的に解約されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>④ 前2号によりこの取引が解約された場合は、このカードは取引店に返却するものとし、以後も同様とします。</p> <p>3. 新規貸越期限は、借主の満 66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>第3条（貸越限度額と利用限度額）【省略】</p> <p>（新規貸越の停止）</p> | <p>第1条（取引方法）【省略】</p> <p>（新規貸越期限）</p> <p>第2条 この取引により新規に貸越を受けられる期限（以下「新規貸越期限」という）は、この契約の締結の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。ただし、この期限の前日までに金庫または借主（以下「当事者」という）の一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この契約および新規貸越期限は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 新規貸越期限到来日の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。</p> <p>① 新規貸越期限到来日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。</p> <p>② 貸越元金・貸越金利息・損害金等（以下「貸越元利金等」という）はこの契約の各条項に従い返済し、貸越元利金等が完済された日にこの取引は自動的に解約されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>③ 新規貸越期限到来日に貸越元利金等がない場合は同期間到来日の翌日にこの取引は自動的に解約されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>④ 前2号によりこの取引が解約された場合は、このカードは取引店に返却するものとし、以後も同様とします。</p> <p>3. 新規貸越期限は、借主の満 70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>第3条（貸越限度額と利用限度額）【省略】</p> <p>（新規貸越の停止）</p> |

第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。

- ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
- ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。

【追加】

2. 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により相当と認められた場合、金庫は前項の新規貸越の停止を解除することができるものとします。
3. 第1項の取扱いにより新規貸越が停止されている間、返済は第6条および第7条の定めにより行うものとします。

第5条（貸越金利息・損害金）～第9条（諸費用の自動支払） **【省略】**

（期限前の全額返済義務）

第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。

- ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
- ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。

④ 借主が死亡したとき。

2. 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により相当と認められた場合、金庫は前項の新規貸越の停止を解除することができるものとします。
3. 第1項の取扱いにより新規貸越が停止されている間、返済は第6条および第7条の定めにより行うものとします。

第5条（貸越金利息・損害金）～第9条（諸費用の自動支払） **【省略】**

（期限前の全額返済義務）

第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。
- ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

⑥ 借主に相続の開始があったとき。

2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、金庫からの請求があり次第、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

① 第6条および第7条の返済を遅延し、書面等により督促しても翌月の約定返済日までに約定返済額を返済しなかったとき。

② 金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

③ 金庫との取引約定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。

④ 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

⑤ この取引に関し、金庫に届け出た内容または提出書類に故意による虚偽があると認められたとき。

⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど元利金の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。

3. 借主は、前各項のいずれかに該当して、この契約による債務全額について期限の利益を喪失した場合には、その翌日から完済する日まで貸越元利金全額に対して表記割合（年365日の日割計算）の損害金を支払うものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）～第23条（合意管轄）【省略】

⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

【削除】

2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、金庫からの請求があり次第、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

① 第6条および第7条の返済を遅延し、書面等により督促しても翌月の約定返済日までに約定返済額を返済しなかったとき。

② 金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

③ 金庫との取引約定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。

④ 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

⑤ この取引に関し、金庫に届け出た内容または提出書類に故意による虚偽があると認められたとき。

⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど元利金の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。

3. 借主は、前各項のいずれかに該当して、この契約による債務全額について期限の利益を喪失した場合には、その翌日から完済する日まで貸越元利金全額に対して表記割合（年365日の日割計算）の損害金を支払うものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）～第23条（合意管轄）【省略】

ローン契約規定

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>第1条（借入金の受領方法）～第4条（利率の変更）【省略】</p> <p>（期限前の全額返済義務）</p> <p>第5条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>⑥ 借主に相続の開始があったとき。</p> <p>2. 借主について各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、金庫からの請求があり次第、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条および第3条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 第2条の返済を遅延し、書面等により催促しても翌月の約定返済日までに約定返済額を返済しなかったとき。</p> <p>② 金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> | <p>第1条（借入金の受領方法）～第4条（利率の変更）【省略】</p> <p>（期限前の全額返済義務）</p> <p>第5条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>【削除】</p> <p>2. 借主について各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、金庫からの請求があり次第、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条および第3条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 第2条の返済を遅延し、書面等により催促しても翌月の約定返済日までに約定返済額を返済しなかったとき。</p> <p>② 金庫に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> |

- ③ 金庫との取引約定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められたとき。
- ④ 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- ⑤ この取引に関し、金庫に届け出た内容または提出資料に故意による虚偽があると認められたとき。
- ⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど元利金の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。

第6条（反社会的勢力の排除）～第17条（合意管轄）【省略】

- ③ 金庫との取引約定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められたとき。
- ④ 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- ⑤ この取引に関し、金庫に届け出た内容または提出資料に故意による虚偽があると認められたとき。
- ⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど元利金の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。

第6条（反社会的勢力の排除）～第17条（合意管轄）【省略】

以上

保証委託約款

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>第1条（委託の範囲）～第5条（求償権）【省略】</p> <p>（求償権の事前行使）</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 相続の開始があったとき。</p> <p>⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2. 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。</p> <p>第7条（弁済の充当順序）～第14条（管轄裁判所の合意）【省略】</p> | <p>第1条（委託の範囲）～第5条（求償権）【省略】</p> <p>（求償権の事前行使）</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>【削除】</p> <p>④ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑦ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2. 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。</p> <p>第7条（弁済の充当順序）～第14条（管轄裁判所の合意）【省略】</p> |